別紙

八頭町小規模急傾斜地崩壊対策事業採択基準

１　国庫補助事業等（国庫補助事業及び交付金事業（急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業に限る。）をいう。以下同じ。）及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない急傾斜地において行う崩壊防止事業で、人家等を保全し、町民生活の安定を図る上で必要と認められるもののうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（１）傾斜度が30度以上であり、かつ、急傾斜地の高さが5メートル以上であるもの

（２）保全人家が1戸以上5戸未満であること

（３）当該急傾斜地の崩壊により、保全人家に著しい被害を及ぼすおそれがあり、早期に対策が必要なもの

（４）他に移転適地がないこと

（５）八頭町地域防災計画に危険区域として記載されていること又は記載されることが確実であること、または土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）（以下「土砂法」という。）第6条第1項に基づき鳥取県知事が指定した土砂災害特別警戒区域であること

（６）土砂法第8条第1項に基づき鳥取県知事が指定した土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年3月28日政令第84号）第3条の1 イまたはロで定める基準に適合する区域（以下「レッド区域」という。）において事業を行う場合には、原則、レッド区域が現存する人家等に影響のない範囲となる対策を講じるもの

（７）その他町長が必要と認めるもの

（注）人家には、八頭町地域防災計画に位置付けられている避難場所、工場、作業場、公民館、学校、旅館、郵便局、寺、病院などを含む。

２　１にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業として採択しない。

（１）土石等の採取に起因する山地の荒廃及び土地造成等の人為的な原因に基づく崩壊等で、当然原因者の責と認められるものに係るもの

（２）その他明らかに他の公共事業、私人による施工等で行うべきと認められるもの